

三次市マイナンバーカード出張申請実施要項 (高齢者・障害者施設等の福祉施設、病院)

三次市では、市窓口等への来庁が困難な高齢者・障害者施設等の福祉施設の入居者や病院の入院患者、施設職員を対象に、市職員が申請者の施設や病院等へ出張し、顔写真の撮影から申請までをお手伝いする「マイナンバーカード出張申請サポート」を実施します。

申請したマイナンバーカード（以下「カード」という。）は約1か月半後に市職員が施設等へ訪問し、申請者本人に交付します。

1 対象団体

- (1) 市内の高齢者・障害者施設等の福祉施設
- (2) 市内の病院

2 実施日 予約制

平日（祝日や年末年始は除く）

- (1) 10時 (2) 14時 （1日2団体を想定）

※ 顔写真撮影を含め1人あたり15分程度の申請受付時間を想定しています。

※ 申請は1名から可能です。

3 申込要件

- (1) 対象施設から「別記様式1」により申し込みがあること
- (2) 申込施設が次のことを承諾すること
 - ① 申込施設が申請会場及び机・椅子等の備品や電源を準備できること
 - ② 申請者の氏名・住所・生年月日を記入した「カード申請者名簿（別記様式2）」を事前提出できること
 - ③ 申込施設が受付当日の申請者への案内・誘導を行うこと
 - ④ 必要に応じて、申請者の家族に申請者のカードを申し込みすることを同意してもらうこと
 - ⑤ 申請者に次の点について周知できること
 - ・ 申請日時及び申請会場
 - ・ 申請時に必要な書類
 - ・ カードの交付申請が可能な人の条件（下記4参照）

4 カードの交付申請が可能な人

- (1) 申請者本人が三次市に住民登録があること
- (2) カードの交付申請を行っていない
- (3) 申請後2か月以内に転出する予定がないこと
- (4) 申請者本人（成年被後見人は法定代理人とともに）が施設や病院等にいること
- (5) 本人確認書類及び交付申請に必要な次の書類を持っていること
 - ① 本人確認書類（原本）
 - Aから1点またはBから2点

A	身体障害者手帳、療育手帳、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など
B	各種健康保険証、基礎年金番号通知書、介護保険証、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、社員証、学生証 など

- ② 通知カード（お持ちの方のみ）
- ③ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ④ 登記事項証明書（成年後見人の方のみ）
- (6) 介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること

※ 怪我等を負わせる危険を回避するため、本市職員が申請者に触れることはいたしません。

5 申込方法と実施手順

- (1) 実施希望日の15日前までに申込書（別記様式1）に必要事項を記入し、市民課に電子メール、FAX、郵送または窓口に提出してください。
- (2) 申込施設に、市民課から実施の可否・日程調整等の確認連絡を行います。
- (3) 申込施設は、申請者に実施内容を周知し、申請者は上記4(5)の必要書類を準備してください。
- (4) 申請当日は市職員が施設へ訪問し、申請者の写真撮影や本人確認、書類確認を行い、カードを申請します。
- (5) 申請から約1か月半後、市職員が施設へ訪問し、申請者本人にカードを交付します。その際、本人確認書類の提示が必要です。

6 その他

- (1) カードは申請してから完成までに1～2か月程度かかります。
- (2) 申込状況によっては、ご希望の日程で実施できない場合があります。
- (3) 撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
- (4) 発熱や咳などの風邪症状、体調のすぐれない場合は、来場をご遠慮ください。

【問い合わせ先】

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
 三次市役所市民課マイナンバーカード交付等特設窓口
 TEL：0824-62-6963（直通）／FAX：0824-63-2809